

△資料紹介▽

ア・チエル氏著
山崎直胤抄訳

租
税
説

井 上 一 郎

〔租税資料室研究調査員〕

総目次

解題…………… 四二

租税説全…………… 四七

目次…………… 四八

(この部略四〇八ページをみよ。)

奥付…………… 四七・四八

解題

森田右一氏は、「わが国財政制度の近代化」⁽¹⁾の序において、わが国の近代化についてふれる。すなわち、

この幕末から維新へという、われわれの近代日本の創設については、その前提に「徳川時代に準備された潜在的近代性」があつたとの史観が強くなつてゐる。つまり日本の近代は、明治時代に創造されたわけではない。それは徳川時代にすでに始まつてゐる。日本における近代の創造は、徳川時代と明治時代の「連続・非連続の統合」として、初めて把握できると説く文化人もゐる。

すなわち、内部に受入れ能力のないものは、いくら外のものも受入れても、自らを發展させるということはない。やはり内部そのものに、それだけの受入態勢があつたということである。……

本稿で紹介しようとするア・チエル氏著、山崎直胤の抄訳にかかる「租税説」は、同書の「題言」によつても知られるように、フランスの前大統領「チエル氏著ス所ノ、所有権論ト題シタル書ヲ得、其第四卷ノ租税説ヲ読ミ、其論旨ノ簡明ナルヲ喜ヒ、力メテ其各国普通ノ原理ニ係ル者ヲ鈔訳」したものであるとのべている。⁽²⁾

ところで、本書の原書は一八四八年パリで出版されたものである。わが国では嘉永元年にあたり、佐久間象山が洋式野戦砲を造つた頃である。それから三〇年後、一八七七年、すなわち明治一〇年に訳述出版されたのである。

この三〇年間は、森田氏の指摘をまつまでもなく、わが国の近代化への準備あるいは近代化への適応性が、封建の末期の頃から、内部に洋学を通じ、また遣米、遣欧使節の派遣を通じて醸成されたものとみてよいであろう。

こと税に関する西欧の知見の流入は、

(一) 万延元(一八六〇)年遣米使節に同行した玉虫左太夫の航米日録⁽³⁾に若干の記録をみるが、まとまった知見とはいえない。 (二) 文久二(一八六二)年の幕府遣欧使節団の一員に加わった福田作太郎の「英国探索始末」⁽⁴⁾にも若干の記録がある。例えば、「海陸軍入用出方の事」、「英国土農商差別の事」、その他もろもろの事項中に、まとまった記録ではないが、税に関する記述を散見することができる。

さて、右両度の海外使節派遣に随行した福沢諭吉は、(三) 明治二(一八六九)年に出版したとされる「西洋事情卷之一」⁽⁵⁾ Francis Wayland [米] (1796—1865) の The Elements of Political Economy, Boston, 1837. の抄訳を「収税法」⁽⁶⁾と題して、収録した。

西洋各国は工作貿易を以て国を立つるの風にて、其収税の法、日本、支那等の制度に異なり、今ここに英国の税法を挙げて一例を示す。

のであって、税に関するこの記録が、おそらく、欧米の知見の紹介としては、最もはやいものであり、まとまったものであった。

次に、先号で紹介した何礼之訳の「英国賦税要覽」、次に明治五(一八七二)年若山儀一の「保護税説」⁽⁷⁾ Henry Charles Carey [米] (1793—1879) の Principles of Social Science, London, 3 vols, 1858—1859. の抄訳が続き、合衆国収税法・租税全書⁽⁸⁾、官版ハンバリア国税法⁽⁹⁾、そしてここで紹介する「租税説」へとつづく。

ところで、戒田郁夫氏は、本書を明治期における財政文献目録 第二期(明治十年代)のものとして、紹介する。再録すれば次のとおりである。⁽¹¹⁾

租税説 ①1, ② [A] 7・7, ③山崎直胤④明治10年9月⑤東京⑥坂上半七

註. Louis. Adolphe Thiere (1797—1877) の De la propriété. Paris, 1848. 第4巻「租税論」の抄訳

編者注: ①冊数②編・著者名③訳者名④出版年月⑤発行地⑥発行者

また、大瀨利男氏は、本書を、次のように紹介する⁽²¹⁾。

如上のルロフ・ボーリューと並んで、フランスの財政学のうちわが国に輸入されたものに、ティエール (L. A. Thiers) とガレニエ (M. Joseph Garnier) がある。ティエールについては、明治十年(一八七七年)九月刊行のフ・チュル氏著 山崎直胤抄訳『租税説 全』和一がそれであって、ティエール「所有権論」(De la Propriété, 1848) の第四巻「租税論」(De l'impôt) の第一章「租税によって所有権を侵す方法」(De la manière d'atteindre la Propriété par l'impôt) 及び第七章の「結論」(Conclusion. Du mal dans la monde) の部分省略されていて、文字通りの抄訳であるが、この租税説の内容は、「(後掲目次(ページ)) のとおりにつき略、編者補」となっている。これは二月革命の際に過激思想に反対して市民的立場から書き記された財産論の一部をなすものであった。

とされる。

以上みたように、本書は、租税理論とはいわないまでも、明治維新政府に、財政制度及び租税制度を考えるうえで何らかの影響があったのではないかと思われる。

さて、本書「租税説」の訳者山崎直胤については、出版当時、東京湯島天神町一丁目九三番地に住居を構え、身分は東京府士族であることが、奥書によって知りうるが、経歴等については不明である。しかし、本書の「序」に、太政官大書記官従五位の井上毅が漢文によって寄稿しているところを見ると、訳者もかなり有名な知識人であったとい

うことができよう。

なお、本書の特色は、各章の冒頭に、短文ではあるが、漢文による首題の目的あるいは趣旨が附されている。この漢文は、短文ではあるというものの読みくだしが困難であるので、そのままにしておいた。

井上毅の序の漢文は、森田右一氏のご配意により、大東文化大学の兵頭徹助教授のご教示にしたがい読みくだしておいた。

- (1) 霞ヶ関出版株式会社、平成二年四月二五日刊所収『序』三ページ。
- (2) 後掲 ページをみよ。
- (3) 日本思想大系「西洋見聞集」岩波書店、一九八三年刊所収。
- (4) 前注(3)の同書中所収。
- (5) 戒田郁夫「西欧財政学と明治財政」関西大学出版部、昭和六三年刊、三〇ページ参照。
- (6) 福沢諭吉選集第一巻岩波書店、昭和五五年刊、一〇五ページ。
- (7) (9)、(10) 前注(5)同書、三一ページ参照。
- (8) 拙稿「合衆国収税法」について『税大通信』二五九号昭和六三年一月号一二ページ、前注(5)同書三一ページ。
- (11) 前注(5)同書三一ページ参照。
- (12) 明治期西洋財政学撰取史、八千代出版株式会社、昭和五六年刊、四三九ページ。

凡例

一、底本は、税務大学校所蔵(昭46本校二八八)の明治十年九月二十二日版權免許をとったとする和本によった。

一、本文の翻刻に当っては、底本の形をできる限り忠実に伝えることに意を用いたが、通読の便をも考慮して、次の

処置をした。

- 1 適宜編者において句読点を整備した。
- 2 漢字は、新字体、通行の字体にしたがった。なお、俗字は、これを正字にただした。
- 3 仮名で変体仮名は、通常の仮名にした。
- 4 合字等は、これを普通の読みにしたがって表記しておいた。
- 5 編者が加工したところは「」で表示しておいた。
- 6 難読の文字は、「」をもって、平がなによるルビとし、難解な言葉については「」によって、その意味を簡記しておいた。
- 7 本書題言の次の丁に、正誤表があるが、翻刻にあたって、該当のところを訂正しておりこんだので、正誤表そのものの表示はこれを省略した。

ア・チエル氏著
山崎直胤抄訳

租 税 説

全

明治十年九月刊行

目次

| | | |
|-----------------|------|-----|
| 租税説序 | 井上毅 | 四〇九 |
| 題言 | 山崎直胤 | 四一〇 |
| 第一章 税法ノ原理 | | 四一四 |
| 第二章 租税ノ賦課 | | 四一九 |
| 第三章 租税ノ種類 | | 四二六 |
| 第四章 租税ノ散布 | | 四三三 |
| 第五章 租税ニ因テ生スヘキ利害 | | 四三三 |

租稅說序

稅重傷民稅輕傷國說稅之理均率而已究稅之實

稅ノ重キハ民ヲ傷ケ、稅ノ輕キハ國ヲ傷ケ、稅ノ理ハ均率ヲ說クニアルノミ、^(而已)

論何容易事固有利弊相乘者或可行于一県一邑

稅ノ実論ヲ究ムル何ソ容易タル事カ、固ヨリ利弊相乘ノ者アリ、或ハ一県一邑ニ行フベシ、

而不可以推于天下况乎洋之東西裘葛異宜模形

而シテ以ツテ天下ニ推スベカラズ、宜シク學歩シテ模型スベシ、豈ニ帝國

學歩豈啻柄鑿夫寓稅于市歛者有余而納者不覺

ニ柄鑿、夫レ稅ヲ市ニ寓ス、斂者ハ余アリ、而シテ納者覺エズ、

是稅法之最良者然不能無煩擾之弊稅之多寡視

是レ稅法ノ最良ノ者ナリ、然シテ煩擾ノ弊無キ能ハズ、稅ノ多寡ハ

家之貧富量戸之入錙銖相比即稅理之標準而欲

家ノ貧富ヲ視、戸ノ入口ヲ量リ、錙銖相比ス、即ハチ稅理ノ標準ナリ、而シテ

施諸實地亦捉風架空之類耳斯書雖簡也蓋悉之

諸ヲ實地ニ施シ、亦架空ノ類ヲ捉エント欲スルノミ、^(耳)斯ノ書ハ簡ナリト雖ドモ、蓋シ之ヲ悉ニセン。

矣

明治十年九月二日

太政官大書記官從五位井上毅誌

水野 盡 書

題 言

予頃日彼ノ有名ナル、仏國前ノ大統領、チエル氏著ス所ノ、所有權論ト題シタル書ヲ得、其第四卷ノ租稅說ヲ讀ミ、其論旨ノ簡明ナルヲ喜ヒ、力メテ其各國普通ノ原理ニ係ル者ヲ鈔訳セリ。庶幾ハ世ノ政治ヲ談シ、經濟ヲ講スル者、訳文ノ拙劣ナルヲ以テセス、參考ノ一端ト為スアランコトヲ。

明治十年九月五日

訳 者 誌

租稅說

チエル 氏 著

山崎直胤 抄訳

第一章 税法ノ原理

租稅不問^レ勤勞与^ニ財產、但要^下從^ニ各人各戸入額多少^ニ賦課^上、

租稅ノ事ヲ論セントスルニハ、先ツ税法ニ付、公道ノ真正ナル原理ヲ定メサルヘカラス。而シテ古今ノ理財学ニ於テ、租稅ハ之ヲ負担スルニ輕ク、催徴スルニ易ク、物貨ノ所産ニ害セサランコトヲ、教示スル所ヲ論究セントス。

抑租稅ノ根原ヲ善ク了知セハ、其公道タルコト、自ラ明瞭ニ至ル可シ。人間社会ニ於テ、勤勞ト称スルハ土地ヲ

耕耘〔コウケン〕
〔農作をす〕
〔ること〕シ、糸麻ヲ續織シ、家屋ヲ建築スル等ニテ、之ヲ約言スレハ、人ニ飲食衣服居住ヲ与フル勤力ノ一種ノミニアラス。更ニ日用欠クヘカラルサル、殆ント第一種ト効ヲ同フスル。第二種ノモノアリ。乃チ第一種ノ勤勞ヲ保護スヘキ所ノ勤力、即チ農工商ヲ保護シテ、其業ニ安セシム所ノモノ是ナリ。試ニ看ヨ彼ノ武器ヲ携帯スル所ノ兵士モ、訟獄ヲ裁決スル所ノ法司モ、此等ノ公務ノ管理ヲ掌ル所ノ吏員モ、彼ノ菽麦〔シヨクバク〕
〔麦と〕ヲ種芸シ、布帛ヲ製造シ、家屋ヲ建築スル者ト、其勤勞ヲ均クシテ、世ニ便益ヲ施スモノニアラスヤ。農夫ハ織工ノ為メニ力作勤苦シ、織工ハ農夫ノ為メニ蚕織〔ギンセン〕
〔蠶繭〕スル、ト同シク國ノ内外ヲ護衛シ、法律ヲ比擬シ、庶政ヲ管理スル所ノ者ノ為メ、農夫ハ耕作シ、織工ハ製造シ、其勤勞ノ一部ヲ以テ、其自己ノ為メニ尽ス所ノ勤勞ニ交換セサルヘカラス。乃チ租税ハ、農工等ト其必須ヲ同ウスル所ノ、此第二種ノ勤勞ニ、従事スル所ノ者ニ与フヘキ報酬ニシテ、此等ノ者ノ為メ、衣食住ヲ得ルノ方便ト為スナリ。

却説農工商ハ、何レノ比較〔ワリヤイ〕ヲ以テ、自己ノ為メ國政ヲ執リ、内外ヲ護衛シ、訟獄ヲ裁決シ、庶務ヲ管理スル所ノ者ノ、勤勞ニ報酬センカ為メノ、此租税ヲ出ス可キヤト云フニ、先ツ第一何故彼此多寡ノ別アリヤト云フヘシ。譬ハ甲ハ農ニシテ菽麦ヲ作出シ、乙ハ工ニシテ器械ヲ製作ス。甲ハ一日二「フラン」ヲ得、乙ハ六「フラン」ヲ得、是レ乙ハ較ミ才能アルニ因テ、多分ノ所得アルナリ。之カ為メ租税ヲ多分ニ出スヘキノ道理ナシトセン歟。豪商ニ至テハ、一日ノ所得数百「フラン」ニ直リ、銀行等ノ一日数千「フラン」ノ所得ニ直ル者モ、亦是畢竟彼カ利潤多キ産業ヲ営ムヘキ、天賦ノ才能アルニ因テ然ルノミトセン歟。因テ真正明確ナル弁説〔り〕
〔語ぶ〕ヲ為スコト左ノ如シ。

國ノ内外ニ在ル守兵、訟廷ニ在ル法司等ノ官吏ハ、同時ニ各人ノ營業ヲ保護ス。蓋シ其營業一日ノ所得、甲ハ二「フラン」、乙ハ六「フラン」、丙ハ百「フラン」、丁ハ千「フラン」、ノ価値ニ当ルモノトセハ、謂所官吏ハ、其内

盜外寇等ノ不虞ヲ防禦シ、毎日甲ノ為メニ「フラン」、乙ノ為メ六「フラン」、丙ノ為メ百「フラン」、丁ノ為メ千「フラン」ノ損耗ヲ防キタリ。是ニ因テ其報酬モ、其受ケタル功勞ニ比較シテ、其權衡ニ適セサルヘカラス。是レ公道ニ於テ然ルヘキノミナラス。事実然ラサルヲ得サルナリ。而ルニ者シ各人同額ノ租稅ヲ出スベキモノトセハ、

二「フラン」ヲ得ル所ノ甲者ハ、其所得中ヨリ租稅ヲ除去スルトキハ、絲毫〔しじょう〕ノ讓余〔せんよ〕ヲナキニ至ルヘシ。故ニ租稅ハ受ケタル功勞ニ比較シテ之ヲ出スヲ以テ、情義〔み親し〕ノ至当ナリトス。即チ情ト義トニ計リテ違フ所ナキヲ以テ、是ヲ一条ノ道理ナリトス。故ニ租稅ハ各人ノ能力ニ比較セサルヘカラス。而シテ此能力ト稱スルハ、止〔止〕タニ各人ノ得ル所ノモノノミニアラス。各人ノ有スル所ノモノヲ包含シタルモノト了知スヘシ。故ニ諸官吏ヨリ、各自ノ産業ノ保護ヲ受ル所ノ者ハ、畜〔たむ〕タ其産業ノミナラス。其父母ヨリ伝与セラレタル、土地家屋家什〔かじゅう〕等ノ保護ヲモ受クルナリ。因テ此等ノモノヲ合計スルトキハ、或ハ一日十「フラン」、二十「フラン」、若クハ百「フラン」、ノ入額ニ当ルコトアルヘシ。而シテ政府此財產ヲ保護シ、之ヲ保有セシムルニ因リ、是亦逐日得ル所ノ利益ノ保護ノ為メニスルト同シク、其報酬ヲ出ササルヘカラス。是ヲ以テ人ハ其産業上ノ入額ト、其讓与ヲ受ケ、若クハ購求シタル財產ノ入額トニ從ヒ、租稅ヲ出ササルヘカラス。是レ所謂、租稅ノ比較ト稱スルモノナリ。

人ハ政府ノ保護ニ因テ所有スル財產ノ為メ、租稅ノ一部ヲ納ムヘキト同シク、其産業ノ為メニモ、其所得ニ比准シテ租稅ノ一部ヲ納メサルヘカラス。或ハ産業即チ人ノ勤勞ニ課稅スヘカラストノ説アリト雖トモ、是レ所有財產ニモ課稅ス可ラストノ説ニ同ク、不条理ノ極タルヲ免カレス。凡ソ政府ノ庇蔭〔びいん〕ニ因テ始テ保存スルヲ得ルモノハ、財産トナク産業トナク、皆悉ク相応ノ報酬ヲ出ササルヘカラス。爰ニ甲者アリ、乙者ノ一日十「フラン」ノ入額、若クハ乙者ノ勤勞ヨリ生スル十「フラン」ヲ解救シタルニ於テハ、乙者ヨリ此十「フラン」ニ准シタル、酬〔しゅん〕

謝ヲ為ササルヘカラス。又火災請合会社ニ請合ヲ依托スルトキハ、財産ノ種類ヲ問ハス、其保任セシメタル、財産ノ価額ニ准シタル、保任料ヲ払フヘキト同一ノ原理ナリ。或ハ此原理ニ抗拒〔抗拒（こうきょ）〕セント試ミルヘキ駁説〔他人の説を非難（ひなん）を攻撃（こうげき）すること〕ハ、財産ハ富ナリ。勤勞ハ貧ナリ。是ニ因テ貧ヲ憫ミ富ヲ嫉ムノ、性情ニ基キタル明白ナル道理アリト云〔いふ〕ノミ。然レトモ此駁説ハ、全ク誤謬ニ属シテ、貧者憐恤〔憐恤（れんじゆ）を施すこと〕ノ情モ所見〔所見（しよけん）見るところ〕亦左ヘリ。蓋シ富饒ノ財産アレハ、又貧窶〔貧しくしてみずばらしい（ひんく）〕ナル財産アリ。貧窶ナル勤勞アレハ、又富饒〔富み豊か（ひんく）〕ナル勤勞アリ。例ヘハ爰ニ貧窶ナル農夫アリ。畢生〔一生（ひっせい）運（運）〕間勤勞勉力シテ、一「エクタール」ノ土地ヲ購求シ得タリ。而シテ励精〔心をほげます（れいせい）をふるいたたす（精神）〕尽力シテ此土地ヲ開墾シ、二百若ハ三百「フラン」ノ入額ヲ得ルニ至リ、之ヲ以テ老後生活ノ資トナセリ。是レ所謂貧窶ナル財産ニシテ、且其類タル最モ多カルヘシ、又爰ニ數年ノ服役中、節儉シテ貯蓄シタル、瑣々〔細小で卑（ささ）しいさま〕タル財物ノ入額ヲ以テ、老ヲ終ントスル婢僕若クハ役員アリ。是レ亦貧窶ナル所有財産ニシテ、其類タル亦少キニアラス。豪商訟師医師等ハ、各年一万二万三万乃至八百万ノ巨額ヲ所得ト為スヘシ。是レ富饒ナル勤勞ニシテ、且稀ナルニアラス。百万ノ巨額ヲ所得ト為ス者ハ、少キニモセヨ。然ルニ政府ノ保護ヲ以テ、老後余生ノ資ト恃〔たの（たの）んにしても（ち）らうのを符（ち）意（い）ム。〕三四百「フラン」ヲ保障スル所ノ者ニハ租稅ヲ課シ、却テ一万二万三万乃至八百万ヲ保障スル所ノ者ニハ、租稅ヲ免カレシメント欲スル歟、故ニ財産勤勞ノ二ツニ賦課セハ、富饒ナル者ノミニ賦課スルニ非ス。又貧窶ナル者ノミニ賦課スルニアラサルナリ。是ニ因テ事物ノ情勢ト、世間ノ公道トヲ合考スルトキハ、各人其政府ヨリ保障ヲ受クル所ノ、財産ノ新ニ得タルト旧來得タルトヲ問ハス、又勤勞ノ旧キト新キトヲ問ハス。皆悉ク租稅ニ付政府ノ負債主タルコトヲ確認シ、以テ租稅ハ凡ソ入額ノ各種ニ付賦課スヘキヲ要ス。蓋シ畢竟其種類根原ノ奈何ヲ問ハス。其入額ハ皆悉ク、政府ノ保護ノ効ニ因テ生スレハナリ。

故ニ総テ租税ノ蠲免〔租税などを免除すること〕アルハ、不条理ナリトス。往古貴族僧徒ニ許ルセシ蠲免ハ、其始メニ於テハ、不公平ニアラサリシモ、時勢一変スルニ至テハ、随テ不公平トナリシナリ。蓋シ租税ノ濫觴〔らんしょう〕ハ、兵ヲ養フヲ以テ主ト為セシト雖トモ、貴族ハ身親ヲ兵タリシヲ以テ、其租税ノ蠲免ヲ受タルハ当然ノ事ナリキ。然ルニ貴族ハ漸ク有名無実トナルニ至テハ、当然ノ蠲免変シテ、故ナキ不条理ノ特典トハナリタリ。僧徒ニ至テハ土地ハ、即チ其給料ノ如キモノナリシヲ以テ、租税ノ蠲免ヲ受ケシモ亦当然ト看做シタリ。然レトモ星霜年月ヲ経ルニ及テ、其給料莫大トナリ、頗ル良好ノ耕耘〔ちゅうこん〕ヲ妨害シタリシカ、終ニ千七百八十九年、其土地モ租税ノ免除モ、地ヲ掃ヒテナキニ至レリ。以降租税ハ各人其得ル所、其有スル所ニ准シテ、皆悉ク之ヲ負担セサルヘカラストノ、真正ナル原理ヲ確認シ、千七百八十九年ノ革命、之ヲ世ニ公布シタリ。固ヨリ至当至正ナリトス。今此原理ニ依違〔いゝい〕ト〔どつちつかず、はつきりしないこと、よるようで〕シテ、勤勞ニ付テノ租税ヲ免シ、財産ノミニ課セントスルカ、若クハ莫大ニ財産ニ付テノ租税ヲ重クセントセハ、既ニ廢シタルノ事ニ比スルニ、更ニ一層ノ不条理ヲ加シノミ。

第二章 租税ノ賦課

租税当レ依ニ比較法、不レ依ニ遞加法、

租税ノ根源ニ論及シテ、各人政府ノ保護ニ因テ、保持スル財産ノ多寡ニ准シ、其費用ヲ供給セサルヘカラサル至当〔しとう〕ノ条理ニ因リ、各人ノ出ス所均一ナラスシテ、其得ル所其有スル所ニ比較シテ、租税ヲ担当スヘキコトヲ説ケリ。是ニ因テ譬ハ、仏国ニ於テ一年ノ産物、其元資費用ヲ除去セス、百二十億「フラン」ノ価値トシ、一年ノ国費、十二億「フラン」トセハ、各人各種ノ入額ノ十分一ヲ、租税トシテ官府ニ納メサルヘカラス。勤

勞ヨリ得ルト、財産ヨリ得ルトヲ問ハス。第一千「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、百「フラン」ヲ納メ、第二一万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、千「フラン」ヲ納メ、第三十万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、一万「フラン」ヲ納メサルヘカラス。蓋シ第二ノ者ハ、第一ノ者ニ比スレハ、十倍ノ保護ヲ受ケ、第三ノ者ハ、百倍ノ保護ヲ受クルニ因リ、第二ノ者ハ十倍、第三ノ者ハ百倍ノ租税ヲ出スヘシ。既ニ前章ニ引説シタル火災請合会社ニ比較セハ、極メテ明瞭ナルヘシ。例ヘハ十万「フラン」ノ価値アル家屋ヲ請合シムルトキハ、該社ニ千「フラン」一分ノ割トシテヲ払ハサルヘカラス。若シ家屋百万「フラン」ノ価値アルトキハ、一万「フラン」ヲ払ハサルヘカラス。

前説スルカ如ク、租税ハ各人ノ入額ノ多少ニ准シテ、担当スヘキヲ以テ、仮ニ公道ノ限リト為スト雖トモ、近時或ル理財家ハ、此限リニ止ルコトヲ欲セス。更ニ一步ヲ進メテ、租税ヲ比較法ニ因リ、各人ノ入額ノ十分ノ一ヲ以テ準トセスシテ、プログレッション追加法ニ由ラント欲ス。例ヘハ甲ノ為ニハ五分ノ一、乙ノ為メニハ三分ノ一、ト為サンコトヲ論説セリ。故ニ第一千「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、十分一トシ百「フラン」ヲ出スヘント雖トモ、第二一万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、五分一ニテ二千「フラン」ヲ出スヘシ。第三十万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、三分一ニテ三万三千「フラン」ヲ出スヘシ。之ニ因テ第二ノ者ハ、比較法ニ因ルヨリ二倍、第三ノ者ハ、三倍余ヲ出ササルヘカラス。此法ヲ名ケテ租税追加法ト云フ。入額ノ多少ヲ計リ、一進一ノ確定ナル比例ニ因テ増サス。入額ノ較々大ナル者ハ、逐次二倍若クハ三倍ニ追加セント云フノ義ナリ。彼ノ奸商ノ富有ナル外国人ノ店前ニ来ルヲ見テ、彼ハ富有ナリ。稍々高価ヲ以テ買ハシムヘシト低語（こごえを語る）スルニ似タリ。些々（ささ）「ばかり」タル価ノ物ナルトキハ、其外国人モ首肯シテ授受シ、其害モ他ニ及ハサルヲ以テ、其店人ハ世人ノ嘲笑ヲ招クニ過キスト雖トモ、若シ此買人必ス購求スヘクシテ、其価ヲ議シ否ト言ヲ得ストセハ奈何（いかんぞ）ソヤ。

試ニ商家ニテ物ヲ買フニハ、百斤ノ物ヲ買フニハ、百斤ノ代価ヲ払ヒ、千斤ノ物ヲ買フニハ、千斤ノ代価ヲ払フハ、当然ニシテ止ムナリ。然ルニ若シ千斤ノ物ヲ買フトキハ、百斤ヲ買フノ比較ヨリ稍々高価ヲ以テ買フヘキコト当然トスルヤ。是ニ相反スルコト一般ナリ。何トナレハ商賈〔しょうぎょ〕買〔あきんど、商は行商、買は店あきない〕ハ、多ク購〔あきむ〕ヒテ合計上ニ於テ多利ヲ得ントスレハナリ。然ルニ所謂遞加法ニ因ルトキハ、之ト全ク殊ニシテ、多クヲ買フニ随テ、愈々高価ニ買ハサルヲ得サルナリ。又株式会社ニ於テ、例ヘハ一株ニ付十「フラン」ノ臨時賦金ヲ徵聚〔しよづ〕セントスルトキ、一株ヲ有スル者ハ十「フラン」ヲ払ヒ、百株ヲ有スル者ハ、千「フラン」ヲ払フヘキコト当然ナルニ、若シ千株ヲ有スルトキハ、一株十「フラン」ノ比較ヲ逐ハズシテ、二十「フラン」ノ比較ヲ以テ払ハシメントセバ、之ヲ道理ナリト云フヘキヤ。若シ斯ノ如キ發議ヲ為ス者アラハ、不理不当ノ牟利〔ぼうり〕利益をむトシテ、必ス其議ヲ以テ可否スルニ足ラスト為サン。然レハ人民社会ニ於テモ、何ソ之レニ殊ナルノ理アラシヤ。人民社会ハ、各人多少ノ株式ヲ有スル所ノ一個ノ商會ト同一ニシテ、各人其有スル所ノ株式ノ数ニ准シ、始終同一ノ比較ノ高ヲ払フヘキナリ。固ヨリ株式ノ多少ニ因テ、出金ノ比較ヲ増減スベキノ理ナク、規則ハ各人ノ為メニシテ、之ヨリ増減スヘカラス。果シテ然ラストセハ、忽チ擾亂〔しょうらん〕亂れさわぐ、また「ラ生シ、会社モ彼ノ奸商〔かんしょう〕心の正しくノ外国人ヲ見テ、彼ハ、富有ナリトシテ、高価ヲ以テ買ハシメントスルカ如クナルベシ。僅々タル物件ニ付テハ嘲笑〔ちやうしやう〕あざけり笑う。まニ止ルベシト雖トモ、巨多ノ価値ノ物件ニ付テ、斯ル奸ヲ挾ムトキハ、真ニ攫奪〔かくたつ〕つかみト同視スルニ足ルヘシ。猶ホ更ニ甚シキ、肆行妄動〔しこうもうどう〕氣まま勝手〔な行いとあ〕とまきを考えなノ結果ヲ生スルコトヲ左方ニ掲クヘシ。是止タ規則ニ依違シタルニ因ルノミ。

抑甲ニハ其入額ノ十分一、乙ニハ五分一、丙ニハ三分一、ノ比較ニテ租税ヲ出サシメントスルノ思考ヲ生セシメシハ、奈何ソト云フニ、甲ハ生活ノ為メ充分ノ資ナク、乙ハ充分、丙ハ過分ナリト云フニ過キズ。果シテ然ラハ某ハ

千「フラン」ニアラズ。一万「フラン」ノ入額アリ。又ハ千「フラン」ニアラズ。十万「フラン」ノ入額ヲ有スルトキハ、千「フラン」ノ者ニ比スレバ、十倍富裕ナルニ付、十倍ノ税銀ヲ出サシムヘシ。又ハ千「フラン」ノ者ニ比スレハ、百倍富裕ナルニ付、百倍ノ税銀ヲ出サシムベシ。何故ニ十倍富裕ナルニ、二十倍ノ税金ヲ出シ、百倍富裕ナルニ、三百倍ノ税銀ヲ出サシムヘキヤ。

各人ノ為十分一ノ比例ニ依レハ、第一千「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、百「フラン」ヲ出シ、猶ホ九百「フラン」ノ余贏【よえい】
余剩アリ。第二二万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、千「フラン」出シ、猶ホ九千「フラン」ノ余贏アリ、第三十萬「フラン」ノ入額ヲ有スル者ハ、一万「フラン」ヲ出シ、猶ホ九萬「フラン」ノ余贏アリ。然ルニ第二ノ者ヲ見テ、彼ニハ猶ホ九千「フラン」ノ余贏アリ。九百「フラン」ノミニ余贏ヲ有スル者ニ比スレハ、實ニ生計ノ為メ充分ナリト云ヒ、第三ノ者ヲ見テハ、九千「フラン」ノ余贏ヲ有スル者ニ比スレハ、實ニ過分莫大ナリト云シ歟。猶ホ進テ之ヲ九百「フラン」ノ余贏ヲ有スル者ニ比セハ、更ニ過分莫大ト云フヘシ。故ニ第二ノ者ハ第一ノ者ニ比スレハ、稍々多クヲ出サシメ、第三ノ者ハ更ニ多ク出サシメ、即チ第二ノ者ニハ、五分一ヲ出サシメナハ、余贏八千「フラン」アリ。生計ノ為メ充分ト云フヘシ。而シテ第三ノ者ニハ、三分一ヲ出サシムルモ、余贏猶ホ六萬六千「フラン」アリ。是生計ノ為メ充分ナルノミナラス。過分ト云フベシ。第一ノ九百「フラン」ノ余贏ヲ有スル者ニ比スレハ、六萬六千「フラン」ハ實ニ過分ノ甚シト云フヘシ。到底余贏ノ多キヲ嫉ムノ際限ナカルヘシ。第一ノ者ハ、九百「フラン」ヲ以テ充分トシ、第三ノ者ハ、六萬六千「フラン」ヲ以テ過分トスルハ、甲ノ財産ヲ奪フテ乙ニ与ヘ、恣ニ人ノ財産ヲ分派【ぶんぱい】
【わかれ】増減セントスルニ、唯タ其意ノ欲スル所ニ出テ、更ニ他ノ規則ナキカ如シ。恰モ四周ノ牆壁【じやうへき】
【あいのか】タル所ノ範圍ヲ越ヘテ、他人ノ園圃【えんぼ】
【はた】ニ侵入シテ、多少ヲ問ハス、其意ニ

適スル所ノモノヲ恣ニ奪掠〔だつりやく〕（とるばい）スルニ似タリ。到底此ハ充分、彼ハ過分トシテ推ストキハ、奈何ナル結果ヲ生スヘキノ。第一ノ者ノ為ニハ、十分一ノ比例ヲ定メ、第二ノ者ノ為ニハ、五分一、第三ノ者ノ為ニハ、三分一、ト定メタランニハ、第一ノ者ニハ、千「フラン」ニ付九百「フラン」ノ余贏アリ。第二ノ者ノ為ニハ、一万「フラン」ニ付八千「フラン」ノ余贏アリ。第三ノ者ニハ、十万「フラン」ニ付六万六千「フラン」ノ余贏アリ。然ルトキハ、國中九百「フラン」ヲ有スル者アリ。八千「フラン」ヲ有スル者アリ。又六万六千「フラン」ヲ有スル者アルニアラスヤ。九百「フラン」ヲ有スル者ニ比スレハ、八千「フラン」ヲ有スル者ハ、既ニ過分ニハアラスヤ、六万六千「フラン」ヲ有スル者ニ至テハ、固ヨリ理外ノ過冗ナラスヤ。寧ロ第二ノ者ヲハ、三分一トシ、第三ノ者ハ、十分ノ五、或ハ第二ノ者ハ三分ノ二、第三ノ者ハ、四分ノ三ト逐次ノ追加ヲ為ササルヤ。而シテ人情至当トスルニ迄ニ逐次追加ヲ為サントセハ、終ニ富有タルハ無益トナルニ至ル可シ。又四分ノ三ヨリ五分ノ四、六分ノ五、七分ノ六、八分ノ七、九分ノ八、十分ノ九、ト計算ヲ推ストキハ、終ニ零ニ至ルヘシ。

然レトモ前説スル所ハ、極論ニ過ク。宜シク適宜ニ比例ヲ進メ、其結局ノ零数ニ至ラシメンカ為メ、十分ノ五ヲ以テ限リトシ、決シテ之ヲ越スコト勿ラシムヘシ。追加法ヲ發議セシ者モ、入額ノ十分ノ五ヲ過キシ者ナシト云ハン歟、是全ク一万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ヲ三千三百「フラン」ニ減ジ、十万「フラン」ノ入額ヲ有スル者ヲ二万五千「フラン」ニ減スルハ苛酷ナリ。其一万「フラン」ヲ有スル者ヨリハ、二千「フラン」ヲ徵收シテ、八千「フラン」ヲ余スヘシ。其十万「フラン」ヲ有スル者ヨリハ、三万三千「フラン」ヲ徵收シテ、六万六千「フラン」ヲ余スヘシ。即チ其中庸ヲ取テ適宜ニ処スヘシト云フニ過キス。是ニ因テ人ノ名譽仁徳ヲ除クノ外、其中庸適宜ニ処スルノ保障ナシ。然レトモ執政家ノ仁徳タル者ハ、未曾テ確的タル保障トシテ、服従スル者アラス。況ンヤ

自由權ノ保護人トモ稱スヘキ議員ニ於テヲヤ。人ニ仁徳アルハ、固ヨリ其人ノ榮譽ニシテ、且美事ナリト雖トモ、奈何セン不仁不徳ノ人ナキヲ保チ難シ。故ニ仁徳適宜ヲ以テ、保障ト為シテ服従スルヲ得ス。縦ヒ苛法タルニモセヨ、寧ロ確定ニシテ、更ニ人ノ仁徳ニ依頼スルヲ要セサル、一個ノ規則ヲ望ムナリ。

故ニ比較税、即チ彼請合会社ノ保任料ハ、其保任シタル物ノ価額ニ准スルト均シク、各人ノ政府ヨリ受クル所ノ保護ニ准シテ、其費用ヲ担当スヘキコトハ、至當ニシテ、其原理アリトスト雖トモ、此ハ彼ヨリ富有ナリ其資タル生計ニ余贏アリトシテ、此ニハ彼ヨリ多分ノ租税ヲ出サシムヘント云フニ至テハ、肆行妄動〔しこうぼうどう〕はしいまに、あとさきナリト云フヘシ。

彼ノ路上ニ乞丐〔きこかい〕シ、荒屋ニ飢渴スル、貧窶ノ細民ノ為ニハ、素ヨリ仁慈ヲ渴望スト雖トモ、富者ノ為メニハ、止タ公道ヲノミ之レ望ミ、貧困ノ為メ蠲租スル者ヲ除クノ外、各人ノ為メ一定ノ規則アランコトヲ要スルナリ。

第三章 租税ノ種類

租税法漸變、其勢更分而為ニ數種、考レ之最爲ニ緊要ニ、而有レ裨ニ益於天下。

前章ニ説ク所ニ依リ、租税ハ貧富ヲ問ハス、各人ノ為メ不動不易ノ比例ニ従ヒ、各人ノ得且有スル所ニ隨フヘキヲ以テ至當至正トス。此原理ニ違フ者ハ、概シテ不當不正ノモノトス。

若シ各人ノ勤勞、若クハ動不動ノ財本ヨリ、得ル所ヲ精密ニ知リ得タランニハ、国費ノ多寡ヲ計リ其得ル所ノ五分一、若クハ十分一、若クハ二十分一ヲ租税トシテ徴收センコト、各種ノ税法中ニ付、最も公平ノモノナルヘシ。

「ヴォバン」氏千七百七年ニ生ラル、有名ナル築城家ニシテ、路易ルイ十四世ニ任ヘ、頗ル勲功アリ、性豪白勇壯ニシテ、陛下主君ニ諫奏シ、就中會計ノ要革ヲ切論セシ人ナリハ仏國ノ租稅ヲ「ロアイヤール・デーム」ト稱スル唯タ一種ニ為サンコトヲ論シタリ。然レトモ補充ノ為メ消糜物稅、及ヒ郵便稅ノ如キ二三ノモノハ、依然保存セントシタリ。而シテ彼ノ一切ノ入額上ニ基キタル「ロアイヤール・デーム」ノ高ハ二十分一ヨリ十分一マデト定メントシタリ。然レトモ此稅法ハ、架空ノ想像ニ因ルモノナリ。蓋シ各人其財産、若クハ勤勞ヨリ、得ル所ノ入額ヲ精密ニ知ルコト能ハサレハナリ。第一土地ノ價值ヲ定ムルコト難シ。蓋シ「カダストル」即チ建造物ノアル地トナキ地トノ區別、及ヒ其寬狹價值等ヲ、精細ニ記載シタル簿冊ヲ編製セント欲ストモ、許多ノ歲月ヲ費シ、許多ノ費用ヲ要スヘシ。且「たと」縦ヒ一度編製ストモ、土地ノ形狀所有主等、常ニ變遷シテ止ムコトナキニ因リ、逐日逐時ニ差違ヲ生シ、逐ニ確實ナルコト能ハス。然ラハ乃チ終ニ「カダストル」ヲ要セサラントスルカ、若シ果シテ之ヲ要セスンハ、土地ノ價值、概略ダニモ知ルコト能ハス。又公債及ヒ不動産ノ書入質入ノ抵当アル貸金穀ノ如ク、官府若クハ証書人ノ帳簿ニ登記シタルモノヲ除クノ外、他ノ動産ノ入額ハ、往古來今之ヲ覈知スルコト難シ。而シテ一二ノ動産ニノミ、租稅ヲ賦課シテ、其他ニ賦課セサルトキハ、啻ニ公平ヲ失スルノミナラス。到底課稅ノ目的ヲ達スルコト能ハス。何トナレハ凡ソ課稅セント欲スル所ノ者ハ、入額ノ所有者ナリト雖トモ、其所有者ハ課稅ヲ以テ口実トシ、稍々利息ヲ昂貴スルニ於テハ、其租稅ヲ借主ニ負担セシメ、自ラ之ヲ規避スルノ方便アレハナリ。之ニ因テ一二ノ動産ノ入額ニノミ課稅スルハ、人民及ヒ官府ノ為メ、金銀ノ利息ヲ昂貴セシムルノ外其効ナシ。又各人勤勞上ノ所得ニ至テハ、之ヲ覈知スルコト倍々難シ。何トナレハ一個ノ商賈訟師醫師、等ノ得ル所ヲ確知スル者ナケレハナリ。故ニ各人ノ精細ニ知ル所ノ、入額ニ基キタル「デーム」稅ノ說ハ、實施シ難キ架空ノ想像ナリトス。英國ニ於テ此稅法ヲ實施シテ經驗シタルニ、其果シテ非ナルヲ知り、其稅ノ高ヲ減少シ、其稅法ノ避クヘカラ

サル、差違誤謬ヲ改正セシコトヲ務ム。而シテ其税ノ高ハ百ニ付三、即チ入額ノ三十三分一ニシテ、之ヲ「イムコム・タツキス」ト称シ、會計匱乏〔きぼう〕ノ時ニ当リ、他ノ租税ノ補充トシテ、之ヲ使用スルノミ。彼ノ国庫窮迫ノ時ニ當テ、補救ノ為メ瑣々〔ささ〕〔細小で卑〕タル入額所得者ヲ除キ、豊裕ナル有志ニ請求シタル募金ニ類似セリ。

各人ノ確實ナル入額ニ基キタル、此税法ヲ仮ニ実施シ得ヘキモノト為スモ猶ホ重大ナル障碍アリ。各人ニ直接シテ年中予定ノ日、若クハ每一月、若クハ毎三月、若クハ毎六月、其收納ヲ徵催シ、其匱乏ニ際セハ、殊ニ前見予算ニ暗キ細民ハ、何レノ租税タルヲ問ハス。租税ノ徵收ニ付受クル自然ノ困苦ニ、定期ニ徵收スル一層ノ困苦ヲ増ス是ナリ。然レトモ此困苦ハ、凡ソ各種ノ直税ニ附從シテ免カレサルナリ。蓋シ財産ノ入額、若クハ産業ノ利益ノ一部ヲ、何ノ某ニ向テ直ニ徵收スル所ノ租税ヲ直税〔ムギゼイ〕ト称ス。政府ハ租税徵收ニ付、納税者ノ感触ヲ生セシメサラシコトニ注意シ、既ニ此困苦ヲ匡救セント欲シ、力メテ直税ヲ減少シ、富国ニ於テハ、倍々間税〔インギツアツゼイ〕ニ依ルコト多シ。蓋シ各種ノ入額ノ一部ヲ徵收スル為メ、其各人ヨリ直ニ之ヲ徵收スルニアラス。飲食衣服各種ノ奢侈物製作ノ元品等、凡ソ人ノ消費スル所ノ物品ヲ、此所ヨリ彼所ニ搬運スルノ中途ニ於テ徵收シ、以テ其物品ノ価中ニ加算スルモノアリ。是即チ直税ト區別シテ、間税ト称スルモノニシテ、直税ニ比スレハ、較々〔おちおち〕大ナル便利アリ。租税ヲシテ其物品ノ価中ニ混合セシムル是ナリ。蓋シ凡ソ租税ハ、必ス其賦課スル物品ノ価中ニ算入スヘキナリ。彼ノ破船請合料ニ費シシ所ノ金額ハ、必ス海外ヨリ輸送スル、商品ノ価中ニ算入スベキト同シク、人民ノ勤勞ニ因テ物品ヲ製作シ得ルカ為メ、政府ノ保護ノ要スル費用ヲバ、其物品ノ価中ニ算入シテ、其一部ト為ササルヘカラス。而シテ租税ヲ市井ニアル物品ノ価中ニ混入シタルトキハ、概シテ遠慮ナキ納税者ニ於テ、其地代家賃ニ於ケルカ如ク、租税ニ思慮スルコトヲ要セズ。物品ノ購求スルノ際、其多少ニ随テ、知ラズ識ラズ、租税ヲ払ヒ、即チ毎日ノ費用ヲ払

フト同時ニ公費ヲ払フナリ。且租税ヲシテ、之ヲ納ムル者ノ随意タラシメ、若シ之レニ充テ得ズト思考スルトキハ、其費用ヲ節シ、以テ其自ヲ使用スル物品ノ多寡ニ准シ、其払ント欲スル租税ノミヲ払フコトヲ得ルナリ。又産物ヲ多ク消耗スル所ノ富者ハ、其産物ヲ保護スルニ要セシ費用ニ准シテ、較々多分ノ租税ヲ払ヒ、節儉若クハ貧窮ニ因テ、産物ヲ消耗スルコトヲ省減スル所ノ者ハ、其省減スル所ニ准シテ、公同經費ノ一部ヲ払フコトヲ免カル、故ニ所謂間税ナル者ハ、之ヲ納ムル者知ラス識ラズ之ヲ納メ、限りナク之ヲ分賦スルヲ以テ、終ニ物品ノ価中ニ混入シ、遠慮ナキ納税者ヲモ、自ラ近憂ナキニ至ラシメ、且概シテ最モ公平不偏ナリトス。

然レトモ三個ノ障碍アリ。第一徴収ニ困難ナリ。第二時トシテ物産ノ繁殖旺盛ヲ妨害ス。第三収納ヲ増サント欲シ、却テ匱乏ヲ招ク是ナリ。蓋シ徴収スルニ困難ナリ。何トナレハ一切ノ消糜物ニ賦課スルニ付、消糜物ノ数種ナルカ如ク、課税モ亦随テ数種ト為シテ、其運搬變形ノ時ヲ逐ヒ其都会ノ門ニ入り、国界ヲ経テ他国ニ輸出スルニ際シ、或ハ納税者ノ許ニ至リ、物品ノ現在ヲ証シテ、徴収セサルヘカラス。又時トシテハ、物品ノ価ヲ以テ、稍々確的ニ取納ヲ為スタメ、政府ニ於テ専売ト為シテ物品ヲ製造販売スルヲ要ス。故ニ徴収ノ為メ費用多ク、且人ヲ煩擾〔はんじょう〕〔むずかし〕スルコト多ク、商業ノ自由ヲ害スルコトアレハナリ。物産ノ繁殖旺盛ヲ害ス。何トナレハ製造ノ元品ニ課税スレハ、自ラ其製産物ノ価ヲ騰貴シ、為メニ力メテ廉価ニシテ、外国ニ輸出スルコトノ利益ヲ損ス。故ニ外国ヘ輸出セントセハ、当初元品ニ付徴収シタル税金ヲ、其元品ヲ用テ製造シタル貨物ヲ輸出スルノ際ニ、本主ニ返附スル等ノ繁雜ナル方法ニ依ラサルヲ得ス。而シテ税金ヲ返附スルニ至リテハ、詐偽百出ノ弊アリ。又此間税ハ、納税者ニ於テ物品ヲ購求セサレハ、払フコトナキヲ以テ、到底之ヲ払フハ、納税者ノ随意タルノ利ニ附従シタル害アリ。収納ヲ増サント欲シ、却テ匱乏ヲ招ク是ナリ。蓋シ租税ヲ崇高ニ為ストキハ、自ラ消糜物ノ価ヲ騰貴シ、人ノ消糜スル

所ヲ減シ、随テ租稅收納ノ額ヲ減ス。且政府ニ於テ臨時許多ノ經費ヲ要スルトキ、間稅ヲ以テ徵收ノ方法ト為スコトヲ得ス。

人ノ財産若クハ勤勞ノ入額中、若干ノ部分ヲ租稅トシテ徵收スル為メ、直ニ其人ヲ指名シテ、收納スル所ノ直稅、及ヒ凡ソ人ニ必要ナル一切ノ物品ニ付賦課シ、其価中ニ混合スル所ノ、間稅ノ利害得失ノ概略前說スルカ如シ。要スルニ直稅ハ納稅者ノ為ニハ、苛酷ニシテ之ヲ免カルルニ由ナシト雖トモ、官府ノ為メニハ、其收納ノ額予メ確定シタルノ利アリ。間稅ハ納稅者物產ヲ消糜スルノ方便意思アルノ時、之ヲ払フニ因リ、知ラス覺ラス之ヲ納メ、且随意タルノ利アリト雖トモ、徵收スルニ困難ニシテ、時トシテハ商業ノ自由ヲ妨害シ、且其收納ノ高不確定ノ害アルナリ。

然ラハ政府ハ、奈何〔いかんか〕シテ此兩稅法ノ弊害ヲ防クヘキヤト云フニ、其徵收ノ法ヲ無限ニ變化シ、此兩稅法ノ性質ヲ帶ル所ノ租稅ヲ主トシ、納稅者最モ融通ノ容易ナル時宜ヲ權リテ徵收シ、納稅者ニ偏重偏輕ナク、且太重ナラサルカ為メ、百計慎重スヘキノミ。

是ニ因テ直稅間稅ノ二大類トモ、既ニ之ヲ數種ニ變化シタリ。凡ソ政府ノ租稅ヲ收メントスルノ起意ハ直稅ニアリ。水草ヲ追テ転居スルノ世ニ於テハ、一個ノ家族ニ付若干、一群ノ家畜ニ付若干トシ、国土粗ホ定リテ耕耘ノ道稍々開クルニ當テハ、一個ノ土地ニ付若干、一個ノ家族ニ付若干ト定メテ徵收シタリ。是レ未開國ニ於テ今日猶ホ見ル所ナリ。後チ幾モナク通行〔ペイジ〕税ノ如キモノ興リタリ。是レ即チ間稅ノ權輿〔けんよ〕（物事のはじめ、）トス。蓋シ商賈其貨物ヲ携ヘ、某ノ津港某ノ橋梁、若クハ関刻〔かんせん〕ヲ通行セントスルトキ、山賊ノ路ヲ攔リテ搶奪〔せうだつ〕スル如ク、多少ノ租稅ヲ納メシメ、或ハ商賈某ノ市場ニ於テ、其貨物ヲ販売セントスルトキ、其市主多少ノ稅銀ヲ出サシメタリシカ、星霜ヲ閱

歴シテ、此等ノ租税倍々滋息スルニ至レリ。然レトモ其徴収ノ法等ハ、固ヨリ稍々緩寛ニ赴ケリ。

故ニ所有財産ノ毎年ノ所産中、極多ノ部分ヲ徴セザル為メ、財産ノ所有者ノ改更スルノ際ニ当テ、ドコアラドミユケイレン不動産譲渡税ヲ徴ス。蓋シ不動産売買ノ際、百分ノ一若クハ二ノ税金ヲ徴スルハ、即チ収税ノ時宜ニ適シタルモノニシテ、其売買

ノ契約ヲ最モ切ニ望ム所ノ者、其税銀ヲ負担スベシ。又遺物相続ノ際ニ当テ、其財産ノ所有権ノ移転ニ付、ドコアラドミユケイレン相続税ヲ徴スルハ、更ニ時宜ニ適セリト云フベシ。蓋シ遺物ヲ相続シテ富饒トナリ。若クハ稍々窮乏ヲ免ルル所ノ

者ハ、瑣々タル税銀ニ拘ルコトヲ得ズ。其税銀緩ニシテ太重ナラザルトキハ、畢竟受クル所ノ財産上ニ付、僅々減少ヲ受クルニ過キザレハナリ。若シ遺物ノ相続直系ニアラズ。即チ親ヨリ子ニ至ルニアラス。伯叔父ヨリ姪ニ至ル

カ、若クハ猶ホ疎遠ノ血属ニ至ルモノハ、逐次税銀ヲ増加スルヲ適當トス。何トナレハ遺物ノ相続、天然ノ順次ニ遠カレハ、財産ヲ保護スル社会ノ約法ノ効ニ依ルコト愈々多キヲ以テ、租税モ亦多カルベキコト当然ナレハナリ。

然レトモ其税太重ニシテ、遺物ヲ没収スルノ口実トナルニ至レハ、真ニ政府ノ収斂〔しゅうれん〕（徴税）〔徴税〕ト云フヘシ。而シテ却テ納税者ノ詐偽ノ為メニ損耗ヲ生スヘシ。

前説スル譲渡税及ヒ相続税ハ、其賦課スル所ノ財産ニ付テハ、直税ノ性質ヲ帯フルト雖トモ、間税ノ如ク物品ノ流用ニ從テ、多少ノ変動アリ。消糜物ニ付テノ税ノ如ク、時期ノ盛衰ニ因テ増減シ、真ニ所有財産ニ付テノ間税ナリ。又証書人ノ記シタル証書ヲ以テセザル、売買貸借等ノ取引ニ付テモ、其契約ヲ記スル所ノ用紙、若クハ裁判上ニ渉ル書類ヲ記スル所ノ用紙ニハ、必ス官ノ印章アルモノヲ用ヒシメ、以テ收税法ト為シタリ。即チ諸証書用紙ナルモノ是ナリ。トノ両用ニ供スルモノナリ。

凡ソ自由ナル構成ノ国ニ於テ裁判ハ、償ヲ得スシテ施行スヘシト雖トモ、裁判ヲ經タル事件ニ付テハ、裁判所ニ依

頼スル所ノ者ヨリ、多少ノ報酬銀ヲ徵スルコト当然ナリ。何トナレハ一面ヨリ見レハ、他人ヨリ多ク裁判所ニ訴出スル者ハ、自ラ其経費ヲ増加スルニ因リ、他人ヨリ稍々多クノ経費ヲ負担セサルヘカラス。又他ノ一面ヨリ見レハ、一個ノ所有物ヲ相争フタメ、若干ノ費用ヲ為ス所ノ頑固ナル訴訟者ハ、彼ノ物ヲ売買スル者ノ讓渡税ヲ納ムルト均シク、些々タル税金ヲ以テ、其所有物ヲ保持スル為メノ、費用中ニ附加シテ納ムルコトハ、敢テ辞セザルヘシ。此者ヨリ彼者ニ所有権ヲ移シ、若クハ所有財産ヲ目的ト為ス所ノ訴訟ヲ起スノ時ニ際シテ、税金ヲ徵スル等、凡ソ所有財産ニ賦課シタル、租税ヲ無限ニ変化シテ殆ント一個ノ間税トナルニ均シク、勤勞ノ利益上ニ付徵スル所ノ租税モ、亦數種ニ變化ス。

故ニ時トシテハ、各人ノ能力奈何ヲ問ハス。各人別ニ付賦課スルコトアリ。之ヲ人頭税ト稱ス。又時トシテハ、各人ノ身代ヲ酌量シテ賦課シ、此身代ハ最モ確實ナリトスル徵標ニ因テ監定ス。仏国ニ於テハ、人頭動産税ト稱スル所ノモノヲ以テ人ニ賦課ス。則チ各人三日間ノ工料、即チ地方ニ從ヒ、三「フラン」若クハ四「フラン」五十「サンチーム」トス。之レニ加フルニ、各人ノ富貧ヲ知ルノ最モ確的ナル徵標タル所ノ家賃ニ准シテ、若干ノ税ヲ課ス。例ヘハ農夫ハ三「フラン」ヲ課シ、都府ノ巨大ナル家屋ニ住ム所ノ者ニハ、五百「フラン」千「フラン」若クハ千五百「フラン」ヲ課スルカ如シ。

猶ホ確的ニ各人ノ能力ニ准シテ賦課センカ為メ、凡ソ商工ノ業ヲ営ム所ノ者ヲ數等ニ分チ、三十「フラン」ヨリ二千「フラン」余ニ至ルマテノ營業税ヲ課ス。各人ノ身代ニ准シタル猶ホ一個ノ税銀アリ。家屋窓牖戸口ノ數ニ因リ、住居ノ美惡ニ從ヒ、賦課スル所ノ窓牖戸口税是ナリ。

人若クハ財産ニ基キ、凡ソ各種ノ入額ニ付賦課スルヲ目的トシ、或ハ直税或ハ間税ノ体ヲ有スル、前數項ニ臚列

〔ならぶ〕スル所ノ租税ニ次テ、消糜物上ニ課シタル真ノ間税ナルモノヲ説ントス。蒸餅ノ如キ日用必須ナル食物ニ課スルコトハ稀ナリト雖トモ、或ハ家族中ニ於テ、滋養ノ為メ消耗シ、或ハ又最モ多ク酒店ニ於テ、遊蕩ニ消耗スル所ノ飲液ニ至テハ、断然賦課シテ躊躇セザルナリ。

譬ハ食塩ノ如キ、価値ノ些少ナル産物ニシテ、其需用一般ニシテ、消耗者一個ノ場所ヨリ、之ヲ求メサルヲ得サル所ノモノアリヤト云フニ、政府ハ其使用ノ一般ナルト、其産出ノ場所ニ於テ、其物ニ課税スルノ容易ナルトニ因テ、食塩税ヲ設ケタリ。古來時世ノ明暗ニ從ヒ、多少緩嚴ノ差アリト雖トモ、何レノ国ニ於テモ皆此設ケアリキ。凡ソ一国ノ住民タル者ハ、皆之ヲ同一ニ払フニ因リ、恰モ人頭税ノ一種ノ如シトス。然レトモ其消糜物ノ価中ニ包藏スルヲ以テ、殆ント知覺スルコトナク之ヲ払フナリ。要スルニ間税ノ主義ハ、最モ一般ナル消糜物、若クハ課税スルニ容易ナル消糜物、若クハ稍々必要ナラザル、消糜物ニ賦課スルニアルヲ以テ、煙草ト称スル植物ノ葉、欧州ニ渡來シタルノ後、直ニ之ニ課税センコトニ着目シタリ。敗血病予防ノ為メ、水師ニ有益ニシテ、行軍ノ勞ヲ慰スル為メ、兵士ニ有益ナリト雖トモ、都邑ニ安居スル者ノ為メニハ、有害不潔ノ贅物ナリ。然レトモ理財上ノ利益ノ為メ勸奨スルノミ。政府ハ有害不潔ノ此消糜物ヲ憂慮セズ。之ヲ以テ收税ノ最モ確的ナル方便ト爲シ、自ラ煙草ヲ製造スルニ至レリ。是所謂煙艸ノ専売ナリ。元來道理上ニ於テハ、凡ソ専売ナルモノハ、排斥スベキモノナリ。何トナレハ政府ハ、砲銃彈藥戰艦ノ外製造スヘカラス。畢竟是等ノモノノ製造ハ、何レノ人ニモ委任スヘカラサレハナリ。然レトモ當時仏国ニ於テ、煙草税一億二千万「フラン」ノ巨額ヲ收入スルノ利益アルヲ以テ、其専売ヲ排難スル者ナキニ至レリ。

各国ニ於テ郵便ノ如キ或ル所用ニ付テハ、其直ル所ヨリ稍々高直ニ払ハシメ、以テ收入ノ機会ト爲セリ。

近世各国租税ノ数種ニ變化シタルコト前説スル所ノ如シ。邦土ト各国ノ財貨ノ性種トニ因テ、自ラ税種ニ異同アリ。

水脈ノ地下ヲ縦横シ、或ル地方ニ集合シテ、許多ノ水源トナリテ、地上ニ噴出スルニ齊シク、租税ハ各国ニ適當シタル、固有ノ形状アリテ、其性種ニ注意スル所ノ政府ニ於テ自ラ明カナリ。例ヘハ商業広大ナル島嶼合衆ノ国タル英国ニ於テハ、一切ノ財貨皆海浜ヲ經過ス。又飲料ヲ消糜スルコト莫大ナル英国ニ於テハ、少数ノ製造場ニ於テ大量ノ飲料ヲ醸造ス。此醸造ノ量ヲ検査シテ徵スル税ト、海關税トニテ、殆ント租税ノ全額ヲ為シ、何レノ地稅モナク第五章見合七各人ノ入額上ニ付徵スル税ヲ以テ、必要ノ補充ト為スニ足レリ。各国ノ為メ廻漕ノ商号ヲ為シ、海上ノ用途

国タル荷蘭〔オランダ〕ニ於テハ、船舶ノ噸數稅ト、津港河渠ノ碇泊行通稅、トニテ歳入ノ最重ナル本源トナレリ。農業国タル「ロンバルデー」〔イタリヤ〕ニ於テハ、凡ソ土地ヨリ收入スル一切ノ產物ハ、〔イタリヤ〕荻菔〔イタリヤ〕ヲ積ミ園圃〔イタリヤ〕ヨリ市場ニ至ル所ノ

車ニマデ課税シタリ。〔イタリヤ〕愛ニ説ク所ハ千七百八十九年以前存在セシ所ノモノ多ク、仏國ノ革命自

農工商ノ三業ヲ兼ヌル仏國ニ於テハ、前數項ニ掲ケシ所ノ、數種ノ租税ヲ調理スルニ至レリ。是今日各国ニ存在スル稅法中、最モ公平至當ノモノト云フヘシ。

故ニ租税ハ、概シテ国土物產ノ性質ニ因テ、其性種ヲ殊ニス。而シテ其形状性質ヲ漸次公平緩容ニ為スコトヲ得ヘク且為スヲ要ス。然レトモ旧來ノ風習ニ因リ、既ニ慣例トナリタルモノヲ廢シ、之レニ代フルニ其國ニ於テ、未タ何タル思慮モ及ハサリシ所ノ、新タナルモノヲ以テセントセハ、或ハ危險ニ至ルヘシ。恰モ水ナキ地ニ於テ水ヲ求ムルカ為メ、深ク地下ヲ掘リテ、水ヲ地上ニ導ントスルカ如シ。又大ニ注意スヘキハ、租稅數種ナルトキハ、其人民ニ及ホスコトノ輕キコト是ナリ。彼ノ体壯術ニ於テ、重量ノモノヲ一塊ト為シタルトキハ、一人ニテ携帶スルヲ

得サルモノト雖トモ、之ヲ其一人ノ身体全部上ニ分配スルトキハ、容易ニ携帶シ得ルト均シ。租税ノ事ニ付、一般政府ノ焦慮セシ所ハ、前陳スル如キ旨趣ニアリ。古今政府ハ人民ヲ压榨シ、富者ヲ緩ニシ、貧者ヲ酷ニスルヲノミ之レ考ヘシト思フハ、全ク史ニ暗キノ誤解ナリ。政府ハ常ニ力メテ民ニ苛酷ナラスシテ、収入ノ最モ多ランコトヲ是レ勉メタリ。何レノ国ニ於テモ、牛馬ノ力ヲ使用セントスル者ハ、牛馬ノ為メ煩勞少ク、其動力ノ多クヲ布カシムルノ方法ヲ要シテ、牛ハ頭ヨリ牽カシメ、馬ハ胸ヨリ挽カシムルナリ。素ヨリ此比較ヲ以テ、政府ニ詔諫セントスルノ意ナク、又人民ニ詔諫ヲ要メントスルニアラス。止タ其真理ヲ掲ケント欲スルノミ。

第四章 租税ノ散布

租税散布無限、竟混和之物価中、随各人所ニ消糜、以負担之、而不下以所レ納ニ政府ニ為準^上。

理財ヲ論説スルノ意アラス。特タ租税ノ事ニ付、各国政府ノ施行シタル所ノ精神ヲ示サンカ為メ、租税ノ至重ナルモノヲ掲ケタリ。而シテ其教類中ノ何レカ、人民ニ多少ノ利害アリヤ。即チ何レカ富者ニ重ク、貧者ニ輕キカヲ論及スヘシ。人情上ヨリ看ルモ、治術上ヨリ看ルモ、實ニ貧者ニ輕キモノヲ扱フヲ以テ肝要ナリトス。然レトモ不幸ニシテ、能ク此性質ヲ具フルノ租税アルコトナシ。吾輩ノ目見スル所ニ因レハ、地球ノ廻轉ヲ以テ、太陽ノ廻轉トスルト同シク、何ノ租税ハ、甲業ノ人民ニ賦課シ、何ノ租税ハ、乙業ノ人民ニ賦課シタルカ如ク見ユレトモ、事實ニ至テハ、然ルニアラサルナリ。富者ノ為ニモ、貧者ノ為ニモ、真ニ善良ナル租税ハ、國家一般ノ財力、即チ富者ノ財力ヨリ、最大ナル貧者ノ財力ニ特ニ能ク適當スル所ノモノ是ナリ。租税ヲ各人民ニ賦課スル所ノ方法ニ至テハ、未タ嘗テ人ノ了知聞言セサル所ノ理ニ因リ、租税ハ無限ニ散布シテ、終ニ物価中ノ一部トナリ、各人ノ物ヲ消

廢スル所ニ比准シテ分賦スルナリ。是ニ因テ到底、物ヲ多ク購求スル所ノ者ハ、即チ多ク租稅ヲ出ス所ノ者ナリ。彼ノ窮理學ニ於テ、光線ノ直行物体ニ触レ、汎ク四方ニ反射シテ、其直ニ触レサル所ノ物体ヲモ、照映スルノ状ヲ光線ノ散布ト謂フノ語ヲ取テ、上陳スル所ヲ以テ租稅ノ散布ト謂フ。是レ新奇ヲ好シテ、此說ヲ為スニアラス。若シ此說新奇ニ止ラハ、敢テ之ヲ掲ケス。而シテ其確實ニシテ、疑フヘカラサルヲ以テ、左方ニ之ヲ明說シテ、世人ノ深ク貧民ノ為ニ計慮シテ、施サントスル所ノ說ノ、多ク誤謬ニ屬スル所ヲ了知セシメントス。

外形ヨリ見ルトキハ、租稅ハ之ヲ出ス。スカ如シト雖トモ、其事實ニ於テハ、到底其徵權ヲ受クル所ノ者ニテ、代納スルニ過キスシテ、左方ニ開說セントスル所ノ比例ニ於テ、各人皆之ヲ負擔ス。譬ハ布帛ヲ製造スル所ノ工ハ、第一其製造所ノ地稅ヲ出シ、綿糸毛ノ元品ヲ外國ニ仰クトキハ、關稅ヲ出シ、機械ヲ用ユルニ、其外國製ニ係ルトキハ、其關稅ヲ出シ、且職工ノ賃料ヲ与ヘ、又其營業ノ大小ニ准シテ、營業稅ヲ出シ、其占有スル所ノ家屋ノ広狭ニ准シテ、人頭及動產稅ヲ出シ、其他自ラ消廢スル所ノ、諸物品ニ帶ヒタル稅銀ヲ出ササルヘカラス。而シテ此等ノ出銀ハ、之ヲ製造ノ費用ニ算入シ、以テ製造品ノ原價ヲ定ム。此原價ヲ定ムルニ當リ、縦ヒ諸費ヲ逐一精密ニ計算スルコトナキ者アルヘシト雖トモ、結局其製造品ノ価中ヨリ、預先ニ出銀シタルモノト、且多少ノ利潤トヲ復取セサルヘカラサルナリ。譬ハ製造ニ妙技ヲ得タル者アリテ、其製造品ヲ購求スル者太タ多ク、他ノ工作ヲ營ムヨリハ、贏利稍々多シトセハ、忽チ相競フテ、同業ヲ營ム者出テ、此贏利ヲシテ減少セシムヘシ。乃チ子孫ノ營業ヲ定メシメント欲スル者アリテ、其者嘗テ芋麻ノ製糸、若クハ製糖、若クハ製鍊ノ業ニ付、自ラ多ク贏利ヲ得タルノ經驗アルヲ以テ、其子孫ノ為メニ、此等ノ營業ヲ設定シタリ。而シテ其物産ノ製造高ヲ増シ、隨テ其贏利ヲ減少シ、終ニ贏利ナク、却テ損耗ヲ生シ、近頃贏利ヲ得タル幸福ヲ以テ、漸ク遮断ヲ蒙ムルニ至ルヘシ。然レトモ其營業ヲ

廢セサランカタメ、暫ク損耗ヲ願スシテ、製造ノ業ヲ営ム。而シテ損耗ナキニ至レハ、固ヨリ其業ニ勉強シ、若シ損耗陸続スルニ於テハ、破産ニ至ラサランカタメ、其業ヲ廢止スヘシ。之ヲ要スルニ、租税其他前ニ出銀シタル、一切ノ費用ヲ除去シ、縦ヒ瑣々タリトモ、贏利アルニアラサレハ、永続シテ營業ニ従事スルコトナカルヘシ。

是ニ因テ前ニ出銀シタル租税ハ、必ス製造シタル、貨物ノ価中ヨリ之ヲ復取セサルヲ得ス。而シテ其貨物ヲ購求スル者、租税ヲ出ス。是レ即チ貨物ノ価ヲ償フナリ。乃チ租税ハ物価中ニ算入スルヲ以テ、自ラ物価ヲ騰貴セシム。而シテ買人ニ於テ、其騰貴セシヲ以テ、意ニ適セストセハ、止タ黙止シテ、稍々少ク其物ヲ購求スヘキノミ。若シ其騰貴ナルヲ意トセサレハ、購求シテ止ムコトナシ。而シテ其意ニ適シタル所ノ貨物ハ、其購求スル所ニ比准シ、量ヲ計テ製造セシム。之ヲ要スルニ租税ハ、物価ノ一部中ニアリテ、其物ニ付多少ノ租税ヲ出サシムルモノハ、買人ノ求需ノ多少ニ因ルナリ。

工人ノ製造物ノミ〔ひと〕特リ然リヤト云フニ、決シテ然ルニアラス。彼ノ菽麥ヲ種芸シ、家畜ヲ牧養スル所ノ小作夫モ亦同シク、其穀物畜類ノ価中ヨリ、畜々ニ小作料種子料雇工料ノミナラス。其他地税人頭税等ヲモ復取セサルヘカラス。是ニ因テ菽麥酒肉ニモ、諸種ノ費用、就中其最大ナル地租ヲ帯ヒテ、消糜者ノ購求ニ応スルナリ。故ニ農夫モ、他ノ製産人ト均シク、租税ノ代納ヲ為シタルノミ。

貨物ノ製造ニ付、多ク他人ノ協力ニ依頼スル所ノ職工モ、亦全ク同一ノ状況中ニアリ。即チ其賃銀中ヨリ、其出シタル税銀ヲ復取セサルベカラス。然ラズンハ其職業ヲ廢スルカ、若クハ困窮飢渴ニ至ルヘシ。彼ノ巴里府ノ如キ都會ノ職工ハ、飲食物ノ入府税〔ワット・ド・アール〕アルニ因リ、都會外ノ職工ニ比スレハ、較々多クノ賃銀ヲ得ルヲ以テ之ヲ証スヘシ。譬ハ巴里府内ニ於テ紡績スル者ハ、二「フラン」ヲ得、府外ノ陋屋〔ろうやく〕ニ住テ紡績ヲ職トスル者ハ、三十「スー」〔一「スー」ハ

二「フラン」ヲ得、却テ二「フラン」ヲ得ル者ヨリ饒ナリ。蓋シ甲ニハ四十「スー」ヲ払ヒ乙ニハ三十「スー」ヲ払フハ、製造家ノ仁惠ニ出ルヤト云フニ、決シテ然ルニアラス。其府内ニ於テ職工ヲ要スルカ故ニ、三十「スー」ノ代リニ四十「スー」ヲ払ヒ、以テ其租税ヲ出スナリ。巴里府ノ家具ハ、名産タルニ因リ、家什商ハ、府内ニ於テ、家什ヲ製造セシムルコト所益多キヲ以テ、二「フラン」ノ代リニ、四「フラン」ヲ払ヒ、争テ職工ヲ傭役スルナリ。

故ニ租税ハ、之ヲ種々ニ散布シテ、各物ノ価中ニ混合ス。此価ハ第一該物ノ負担シタル租税ト、第二其日用ノ必須物ニ係ルトキハ、消糜者ノ求需、若又奢侈玩弄ノ物ニ係ルトキハ、其愛玩トニ因テ自ラ定マルモノナリ。然レトモ若シ租税ノタメ物価ヲ騰貴スルコト甚シキトキハ、求需減少シ、奢侈玩弄儉薄トナリテ、消糜物ノ高ヲ減少スルニ至リ、随テ租税ノ収額減少ス。要スルニ各物ヲ購求セントスルノ欲、其物ノ価値ヲ定メ、随テ各人ノ出スヘキ租税ノ高ヲ定ム。故ニ官府ニ於テ、或ル物産ヲ盛大ニ流通セントセハ、其購求人ヲ疎^{〔そてき〕}逖^{〔疎遠にな〕}ナラシメサルカタメ、之レニ課税セサルコト緊要ナリ。

租税散布ノ千状万態ニシテ数種ナルコトハ、既ニ之ヲ列記セシニ、更ニ^{〔じんげん〕}「^{〔言葉をつくし〕}盡言^{〔いきまゐる〕}」スヘカラスルモノアリ。例ヘハ彼ノ蒸餅ハ、其原品タル麦ヲ作リシ地ノ税、其耕作人ノ衣服、及^{〔らいし〕}「^{〔農具の一種〕}耒耜^{〔すき〕}」ニ賦課セシ税ノ一部ヲ負担シ、耒耜ノ齒ヲ製スルニ用ヒシ所ノ鑛ハ、其土工ノ地税、機械木炭其他食物衣服ニ賦課シタル税ノ一部ヲ負担シ、又其衣服ハ、直接若クハ間接ニ、前ニ示シタル数種ノ税ノ散布ニ因テ生シタル価値ノ騰貴ヲ受クヘシ。一個ノ物産愈々紛冗ニ至レハ、愈々以テ奢侈ノ物産トナリ。愈々数人ノ手ヲ経テ精巧ニ至レハ、租税ノ直衝若クハ反衝ニ因リ、逐次価値ノ騰貴ヲ加ヘ、以テ愈々価値騰貴ノ物産トナルヘシ。例ヘハ高価ナル馬車ハ、之ヲ製造スルニ、木鍔絹革漆

硝子等ト、之ヲ使用スル各種ノ職工、トヲ要スルニ因リ、各種ノ租税ヨリ生スル價值ノ騰貴ヲ受クヘシ。若シ人間ニ於テ、飲食衣服住居粧飾シ、身心ヲ喜悅ナラシムル所ノ、一切ノ物品ヲ、彼ノ^{〔せいみじゅつ〕}舍密術オランダ語のChemieの音化による語で、化学の意ニ於テ、物ヲ分析スルカ如ク、逐一ニ分析シ得ナハ、物価中ニハ凡ソ各種ノ租税ノ多少ノ部分ヲ含蓄シ、且其部分ハ、無限ニ散布セラレタルコトヲ看ルヘシ。要スルニ物ノ価値ハ、其物ヲ製スルニ協力シタル、各種ノ勤勞ヲ計算シタルモノナレハ、租税ヲ以テ見ス所ノ政府ノ勤勞、即チ保護ハ、此各種ノ勤勞中ノ一ト為ササルヘカラス。是ニ因テ物ヲ最モ多ク消費スル所ノ者ハ、租税ヲ最モ多ク出ス所ノ者ナリ。故ニ自然富者ハ、租税ヲ負担スルコト多シトス。

斯ク確實ナル論理アルヲ以テ、租税法ノ奈何ハ、之ヲ問フコトヲ要セサルモノトスヘキヤト云フニ、決シテ然ルニアラス、第一忽ニスヘカラサル、租税平等均一ノ原理アリテ、之レニ背クトキハ、奮タニ不公平ノ譏ヲ招クノミナラス。国家ノ患害ヲ讓成スヘシ。例ヘハ往古ノ如ク、凡ソ一切ノ土地ニ課税スルコトナキトキハ、其^{〔けん〕}租〔いさぎ〕ヲ受ケシ土地ノ^{〔たうばん〕}麩麥〔むぎ〕ハ、固ヨリ稍々費用少ク、之ヲ收穫シタリト雖トモ、之ヲ売却スルニ当テハ、其課税ヲ受ケシ地ヨリ收穫シタル麩麥ト、同価ニ売却スルヲ妨ケサリシキ、豈ニ偏頗不均ノ至リナラスヤ。誠ニ看ミ、一個ノ製造人ニ於テ、稍々廉直ニ物ヲ製造スルコトノ^{〔えいり〕}祕術〔け〕ヲ有スルトキハ、稍々多クノ^{〔えいり〕}贏利〔け〕ヲ射ルヘシ。而シテ其祕術彼ノ製造人ノ知慧ニ出ルトキハ、太々正当ナリト雖トモ、其一個ノ恩典ニ出ルトキハ、太々不正当ナリ。往古貴族ノ土地ハ、即チ此形状ヲ有セシナリ。又甲ノ地方ハ、乙ノ地方ヨリ租税稍々緩ナリトシ、甲ノ地方ノ者ハ、乙ノ地方ノ者ニ比スレハ、較々廉直ニシテ穀物ヲ作出スルコトヲ得。其之ヲ売却スルニ至テハ、乙ト同価ナリトセハ、不公平ニアラスヤ。又一個ノ製造人、^{〔せいみじゅつ〕}密買〔け〕ニ因リ、其製造物ノ原品ノ税ヲ脱スルトキハ、正当ニ其税ヲ出スモノヨ

り、較々廉直ニ製造スルコトヲ得ヘシ。故ニ租税ノ平等均一ハ、各人ノ産業ヲ営ムノ法ノ均一ナルト同シク、法律ノ主トスヘキモノナリ。

租税ハ物価中ニ算入シ、之ヲ出ス者ニテ代納スルモノト雖トモ、其代納タルヤ、之ヲ為ス者ノタメ、大ニ計慮セサルヘカラサル、至重至難ノ義務ナリ。何トナレハ其代納シタル金円ハ、其之ヲ復収スルニ遲速アルヲ以テ、其間種々ノ計ヲ設ケ、金円ノ運轉ヲ為ササルヲ得ス。而シテ物品ト估價^{〔こか〕}ト相適スルヲ俟ツノ間ハ、代納シタル者自ラ負担セサルヲ得サレハナリ。

租税ハ凡ソ一切ノ物産ニ分賦スルニ因リ、或ル物産ヲシテ稍々高価ナラシムルヲ以テ、其所産上ニ多少ノ妨害ヲ蒙ラシムルコトアリ。又租税徴収法ノ善悪ニ因テ、多少人情ヲ擾動シ、徴収ノ冗費ヲ大ナラシムル等ノ利害アルヲ以テ、苟モ税法ヲ議スル者、深ク計慮スヘキナリ。

第五章 租税ニ因テ生スヘキ利害

於ニ細民利益上、最可ニ希望ニ之税法改正、則非^ニ常人所^ニ發議^一也、

仏國ノ革命、貴族ノ土地ト、農民ノ土地トノ區別ヲ廢シ、全国一般各人平等均一ノ原則ヲ定メシヨリ以降、租税ハ皆之ヲ設クルノ道理アリテ、其一ヲ廢スレハ、隨テ他ノ税ヲ加徴シ、以テ一般納税者ノ為メ、太タ嚴ナラサルモノヲ見ズ。

間税ハ専ラ都府ノ人民ノ負担スル所トナルヲ以テ、之ヲ廢シ若クハ減セント欲スルノ説アリ。此説果シテ行ハルルニ於テハ、素ヨリ賀スヘシト雖トモ、今ヲ距ル十八年前、飲料税ヲ減シタルトキノ經驗ニ因ルニ、其減額ハ唯タ彼

ノ酒店主ノ利益トナリシノミニシテ、真ノ人民ノ利益トナリシコトナキナリ。然レトモ今猶ホ間税ノ減額ヲ試ントセハ、吾豈ニ之レヲ阻止センヤ、然レトモ其減額ヨリ生スル公庫ノ欠乏ハ、何ヲ以テ之ヲ補充スヘキヤ、彼ノ文部ノ事務ノミニタメ、毎歳八千万「フラン」余ヲ費シ、内ニアツテハ、勸励慈仁ノ業ヲ盛ニシ、外ニアツテハ、國威ヲ保持擴張セントスルノ際、官府ニ於テ經費ノ減額ヲ為サンコトハ、勢ヒ能ハサルヘシ。故ニ必ス減額ニ因テ生スル、欠乏ヲ補充センカタメニハ、例ヘハ馬税ノ如キ、奢侈品ノ税ヲ興サントスルカ、然ルニ仏國ニ於テハ富者少ク、英國ニ於テ三千万「フラン」ノ収入タル所ノ馬税モ、一千万「フラン」ノ収入ニ過キササルヘシ。

入額税ヲ興サントスルカ、一万「フラン」若クハ一万五千「フラン」以上ノ入額アル者ノミニ課スルトキハ、一千五百万「フラン」ノ収入ニ過キササルニ因リ、更ニ其収入ノ額ヲ増サントスルニハ、稍々細小ノ商工迄ニ及ササルヘカラス。現今ノ租税既ニ各人ノ能力ノ極度ニ迫リテ更ニ余地ナシ。今新ニ課税スルヲ得サルノミナラス。現在ノモノモ減額セサレハ、人民ノ生計ヲ保持シ難キノ情勢アリ。往古来今民ノ困厄（こんやく）スル、未タ今日ノ如ク甚シキモノアラサルナリ。是レ富貴ノ民ノ造意ヲ以テ、卑賤ノ民ヲシテ、飢渴ニ迫ラシメント欲スルニ因ルカト云フニ、決シテ然ルニアラス。蓋シ富者損耗ヲ怖レテ、商賈ノ産ヲ衰弱ナラシメ、商賈困乏シテ、工夫ノ産ヲ窮迫ナラシム。上因スレハ下随テ窮ス。人ノ頭顱（とうがく）ヲ毆撃スルハ、其肱股ヲ毆撃スルヨリ、傷害少ナシト思フ者アラシヤ。

然ラハ地税ヲ増加シテ、廃シタル租税ノ補充トナサントスルカ、仏國ニ於テハ土地頗ル細分シテ一千一百万箇ノ税口中、五「フラン」以下ノモノ五百万箇、五「フラン」以上十「フラン」以下ノモノ百七十五万箇、十「フラン」以上二十「フラン」以下ノモノ百五十万箇、千「フラン」以上ノモノ一万三千箇ニ過キス。故ニ土地ハ富者ノ所有スルモノヨリ、貧者ノ所有スルモノ多シ。然レトモ租税ハ、之ヲ代納スルモノナレハ、時ヲ経テ其返還ヲ得ル

ニ付、此事ハ敢テ緊要ナラスト雖トモ、一箇ノ産業ニ付、其費用ヲ増加シタルモノハ、其増加セサルモノニ比スレハ、較々興旺遲シ。而シテ農業ノ費用、即チ地稅ヲ加徴スルトキハ、其開進ヲ害シ、即チ稼穡〔かじよく〕（農業の任事）〔かじよく〕 牧畜ヲ害シテ、穀物肉類ノ日用必須ノ物ヲ騰貴セシムルナリ。世人或ハ歎シテ曰、仏國ノ農業ハ、英國ノ農業ニ劣ルコト〔うしろちゆう〕 数籌ナリト、是レ其道理ヲ究メサルノ妄説ナリ。蓋シ英國ニ於テハ、地稅タルモノナシ。大略二千万「フラン」ニ

テ「ピット」氏宰相ノトキ、買戻サンメタリ。千七百八十九年「ピット」宰相タリシトキ、國庫欠乏ノ際、一時ノ急ヲ救フカ爲メ、二十年分ノ稅額減少スルニ因リ、政府ニ於テ頻ニ之ヲ奨励シタレトモ、其効著シカラハ、千八百五十六年ニ至リ、買戻ノ高一千九百八十八万九千五百一十フランニ過キス。千八百六十二年ニ於テ、未ダ買戻ニ至ラサル地稅ノ高猶ホ二千八百三十八万五千五百二十五「フラン」ナリト、〔へリキヌスニーニシテ各國稅法精一總ル〕 是ニ因テ看レハ、英國ニ地稅ニ比スレバ、其輕キコト大ナルノミ。仏國ノ農業ハ、英國ノ農業ノ負擔セサル、二億八千万「フラン」ノ地稅ヲ負擔シ、且英國ニ於テ近頃漸ク廢セシ、保護法ヨリ受ケン利益ヲ受クルコトナシ。又仏國ノ農民ハ賸味ナリト患フル者アリ。

是亦誘漫〔ほうまん〕 ナリト云フヘシ。本年雜麥ヲ、種芸セシ一箇ノ土地ハ、之レニ肥料ヲ充分ニ施スカ、若クハ種芸ノ品ヲ改ルトキハ、更ニ明年ノ收穫ヲ期スヘキコトヲ知ラサルノ農夫アランヤ。種芸ノ品ヲ更ユルカ、若クハ肥料ヲ施スニ於テハ、毎年ノ收穫アリテ、不毛ノ地ナキヤ否ハ、固ヨリ之ヲ弁知セリ。然レトモ唯タ費用ノ太重ナルニ因リ、容易ニ家畜ヲ牧シ、肥料ヲ購フノ力ニ乏シキヲ奈何セン。甲乙二箇ノ土地ノ收穫ハ、天然ノ地味肥瘠ニ因テ生スルノ差違ヨリ、之レニ施ス資本ノ多寡ニ因テ太差アルナリ。亞弗利加及ヒ東洋諸國ニ於テハ、觀美ナル地モ、全ク不毛ニ屬シタルモノアリ。和蘭ノ「ロテルダム」ト、白義耳ノ「アムヴェール」ト、ノ間ノ礫石〔ごうかく〕（石の多い）ナル砂地ニ、華麗ナル耕作ノアルアリ。是レ和蘭ニハ資本アリ。亞弗利加及ヒ東洋諸國ニハ、資本ナキニ因ルナリ。要スルニ地租ノ太重ナルハ、農夫ヲシテ困窮ナラシムルヨリ、寧ロ農業ノ衰微ニ関スル所大ナリ。是ニ因テ猶ホ他ニ加徴スヘキ租稅アリヤト云フニ、外國ノ物産輸入稅ヲ加徴セント欲スルカ、是レ國ノ交易ト、工業ノ利害、トヲ計慮シ

テ定メタルモノナレハ、固ヨリ容易ニ動シ得ヘキニアラス。予爰ニ今日ノ急務トシテ為スヘキ改革ヲ示スヘシ。許多ノ商船アリト雖トモ、廻漕ノ貨物ニ乏シク、三十年來漸ク衰微ニ至ラントスル、仏國ノ海上交易ヲ興復シ、仏國ノ名産タル砂糖稅ヲ減シテ、其輸出ヲ昔日ノ盛ニ復スヘシ。二千万乃至千五百万「フラン」ノ糖稅ヲ失フモ、三百若クハ四百艘ノ船舶ヲ動用セシムヘシ。

故ニ間稅ヲ減スルタメ直稅ヲ増スハ、富者ニ重ク、貧者ニ輕クシテ、其運命ヲ改良セントスルノ確的ナル方法ニアラス。其善良ナル結果ハ、直稅ト間稅トノ權衡ヲ酌量シテノミ之ヲ得ヘシ。若シ人租稅ノ真ノ成効ヲ知り、直稅モ到底間稅ノ如ク、物価中ニ混合スルコトヲ知ラハ、直稅ハ租稅中ノ最モ不便ノモノタルコトヲ知ルヘシ。何トナレハ直稅ハ、之ヲ納ムル者ニテ、之レカタメ予メ金円ノ準備ナシト雖トモ、某ノ日某ノ時徵收セサルヘカラス。間稅ニ至テハ物価中ニ混合シタルヲ以テ、物ヲ消糜スルニ從ヒ、知覺スルコトナク之ヲ出スナリ。故ニ人民ノ便否ヲ問フトキハ、多ク間稅ヲ以テ便トスルカ如シ。既ニ大都會ニ於テハ、人頭家什稅ヲ、入府稅ニ變更センコトヲ望ミタリ。此等ノ稅畢竟直稅ト為スヲ以テ、至重ニシテ負擔スルニ堪エスト雖トモ、之ヲ間稅ニ變スルトキハ、知覺スヘカラサル至輕ノモノトナルヘシ。

又間稅ハ開明國ノ稅法ニシテ、直稅ハ野蠻國ノ稅法ナリ。奈何ナル政府モ、若干ノ金額ヲ各人、若クハ各地ニ付賦課スルコトハ、之ヲ知ラサルナシ。土耳其人^(トルコ)ノ如キモ、手ニ棍ヲ携ヘテ彼ノ「ミリ」ヲ催徵スルコトヲ知ルナリ。然レトモ繁榮ナル國ノ、治ニ巧ナル政府ハ、此所ヨリ彼所ニ、運搬經過スル所ノ財貨ニ賦課スルノミニテ、許多ノ歲入ヲ得、即チ土耳其ハ「ミリ」ニテ國ノ財脈ヲ保チ、英吉利ハ地稅ヲ廢シタルモ、仍ホ「エキザイス」ト關稅トニテ國ノ財脈ヲ保ツナリ。「ミリ」ハ縱令人ノ之ヲ出シ得ヘキト否トヲ問ハス。必ス出ササルヘカラサル所ノ贖罪

金ノ類ナリ。「エキザイス」及ヒ関税ハ物価ノ一部ニシテ、人ノ物貨ヲ購求スルトキ、之ヲ出スモノナリ。蓋シ均シク是レ出スナリ。何トナレハ何レノ妙術ト雖トモ、人民ノ出銀ヲ要セス。一国ノ経費ヲ弁スルコト能ハサレハナリ。然レトモ人ノ出スヲ得ヘキトキ、且人ノ欲スルトキ、其物貨ヲ消糜スルノ多少ニ准シテ出スナリ。但関税ニ向テ一ツノ困難アリ。関税ハ之ヲ出スト否トハ、人ノ随意タルカ如キヲ以テ、之ヲ賦課スルコト太重ナルトキハ、辟易シ事アリテ、政府俄ニ之ヲ加徴セントセハ、却テ俄ニ其收入ノ減少ヲ生スル是ナリ。恰モ自由ナル動物ハ、人ノ之ヲ暴撃セントスルトキハ、自ラ退避スルカ如シ。直税ハ奴隸ノ如クニシテ、其人其土地ノ有スル所ハ、皆悉之ヲ徴取シ、終ニ動産不動産ヲ売却セシムルニ至ルナリ。然レトモ富有ニシテ、且自由ナル国ノ税タル所ノ関税ハ、世ノ信憑シヨウト称スル至妙ナル幫補アリ。即チ強盛ナル国ニ於テ多ク行ハルモノニシテ、将来ヲ期シテ現在ヲ救ヒ、関税ヲ増加シテ、消糜者ヲ苦痛セシメサル所ノ国債是ナリ。而シテ他ノ人民ニ先シテ出銀ヲ為シ、国債ノ召募ニ応シタル有金者ニハ、若干ノ利息ヲ払フナリ。要スルニ貧陋ニシテ、压制ナル国ニ於テハ、直税ヲ二倍若クハ三倍加徴シテ、非常ノ国費ニ充ルト雖トモ、富有ニシテ、自由ナル国ニ於テハ、関税ヲ本トシ、信憑ヲ補トシテ、非常無限ノ国費ニ充ルコト、均シク是レ同一般ナリ。

租税説畢

明治十年九月廿二日板権免許

東京府士族

版主 山崎直胤

東京湯島天神町壱丁目九十三番地

三 府 書 肆

發兌

坂上 半七

東京吳服町十二番地

東京日本橋通卷丁目

北島 茂兵衛

同式丁目

稲田 佐兵衛

同三丁目

丸家 善七

同芝三島町

山中 市兵衛

同日本橋通三丁目

長野 龜七

同南伝馬町老丁目

吉川 半七

京都東洞院三条

村上 勘兵衛

同三条御幸町

大谷 仁兵衛

大坂心齋橋南久宝寺町

前川 善兵衛

同本町四丁目

岡島 真七

税務大学校論叢 18 所収の資料紹介中正誤表

| 頁 | 行 | 正 | 誤 | 頁 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|----------------------|----------------------|-----|----|----------|----------|
| 四一四 | 13 | ……研究「一五号」(昭五〇)八一九頁…… | ……研究「一五号」(昭五〇)八一九頁…… | 五三四 | 9 | ……五四六 | ……九一 |
| 四一八 | 11 | (本誌五九三頁……) | (本誌⑧二三八頁……) | 〃 | 10 | ……五五一 | ……九五 |
| 五三〇 | 1 | まえがき | まえがき | 〃 | 11 | ……訴訟(……) | ……訴訟(……) |
| 〃 | 4 | ……新三税法案の立案 | ……新三税法案にかかる立案 | 〃 | 〃 | ……五五二 | ……九六 |
| 五三四 | 3 | ……五三四 | ……七九 | 〃 | 12 | ……五五三 | ……九七 |
| 〃 | 4 | ……五三六 | ……八一 | 〃 | 13 | ……五五七 | ……〇一 |
| 〃 | 5 | ……五三九 | ……八四 | 〃 | 14 | ……五六二 | ……〇五 |
| 〃 | 6 | ……五四二 | ……八七 | 五三五 | 15 | ……五六三 | ……〇七 |
| 〃 | 7 | ……五四五 | ……八九 | 五六五 | 3 | ↑本店若ハ | |
| 〃 | 8 | ……五四六 | ……九一 | 〃 | 4 | ↑額ヲ控除 | |
| | | | | | | ↑字アゲル | |
| | | | | | | ↑字アゲル | |
| | | | | | | ↑之ヲ計算ス | |

稅務大學校論叢 20 所収の資料紹介中正誤表

| 頁 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|-----------------------|-----------------------|
| 六九〇 | 4 | 縮言 | 例言 |
| 六九二 | 3 | 縮言 | 例言 |
| 六九三 | 5 | ノ如シ。是即 | ノ如シ。其即 |
| 〃 | 〃 | 淺且小 | 淺且小 |
| 〃 | 9 | 奉スルニ | 奉ズルニ |
| 〃 | 11 | 到処 <small>トコロ</small> | 到処 <small>トコロ</small> |
| 六九五 | 7 | 一五四〇磅 | 一五四〇磅。 |
| 六九六 | 2 | ニ超乗ス | ニチヨウジヨウス |
| 六九七 | 9 | 家収ノ | 家内ノ |
| 六九九 | 4 | ヨリ十分一 | ヨリ十分ノ一 |
| 〃 | 9 | ノ紐革モ其処ヲ | ノ紐革其処ヲ |
| 七〇〇 | 6 | ヲ全クスルヲ | ヲ全クスルヲ |
| 七〇七 | 7 | ヲ納メンカ | ヲ納メンカ |
| 七〇九 | 16 | 果実意苡米等アリ | 果実意苡等アリ |